

### 日影規制値の凡例

種類	規制される日影時間 (冬季最低値)	測定 水平面 (冬季最低値)
a	3時間以上 2時間以上	1.5m
b	4時間以上 2.5時間以上	4m
c	5時間以上 3時間以上	4m又は 6.5m
d	3時間以上 2時間以上	4m
e	4時間以上 2.5時間以上	4m又は 6.5m
f	5時間以上 3時間以上	4m又は 6.5m
g	日影時間を規定しない区域	

### 表示方法



### 用途地域・地区の凡例

用途地域	種類	高さ制限 (m)	防火	防火区画
第1種低層住宅専用地域	第一種低層住宅	40 80	第一種防火区画	85m
第1種中層住宅専用地域	第一種中層住宅	50 150	第一種防火区画	70m 10m
第2種中層住宅専用地域	第二種中層住宅	60 200	第一種防火区画	60m
第1種商業地域	第一種商業	60 200	第一種防火区画	60m
第2種商業地域	第二種商業	60 200	第一種防火区画	60m
近隣商業地域	近隣商業	80 200	第一種防火区画	60m
第三種商業地域	第三種商業	80 400	第一種防火区画	60m
第2種工業地域	第2種工業	400 500	第一種防火区画	60m
第1種工業地域	第1種工業	400 600	第一種防火区画	60m
第3種工業地域	第3種工業	60 200	第一種防火区画	60m
第2種工業地域	第2種工業	60 200	第一種防火区画	60m

## 東京都計画防災街区整備事業 〔中野区決定〕総括図 弥生町二丁目19番地区防災街区整備事業

中野区弥生町二丁目地内  
(令和4年3月1日現在)

- 用途地域・地区
- 平成16年6月24日 告示・施行 (用途地域地区等の全体的見直し)  
平成18年3月31日 一部改正告示・施行 (妙正寺川・江古田川周辺 高度地区変更)  
平成21年3月31日 一部改正告示・施行 (東大寺川中流中等教育学校(現新井南小) 高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
平成21年6月22日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区 高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
平成23年8月19日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区 高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
平成27年3月6日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区 高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
平成27年12月17日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区 高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
平成28年3月7日 一部改正告示・施行 (大塚町中央通り沿道地区 用途地域変更)  
平成29年3月6日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区 用途地域変更)  
平成29年6月22日 一部改正告示・施行 (中野区新井南小地区 用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
平成30年3月7日 一部改正告示・施行 (沿沢区新井南小4号線沿道地区 用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更)  
令和2年10月7日 一部改正告示・施行 (中野区丁目地区 高度地区、防火地域・準防火地域変更)
- 東京都建築安全条例第7条の3関連 \*区域図は裏面参照  
平成15年10月1日 施行 (指定区域の構造制限を施行)  
平成21年 4月1日 一部改正告示・施行 (南台・弥生町区域の一部変更)

- ### 注意
1. 路線式用途地域等の指定について
- 路線式の指定は、原則として現道の道路境界から平行に20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線には、20mを30mと読み替えます。
  - 路線式指定の後ろに平行して指定してある部分の奥行(幅)は、原則20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線については、原則10mです。
  - 未施行の都市計画道路については、計画道路の幅員計画線の幅員を数値とします。
  - 30m指定の路線は、環6・補26・環7・補62・放6・環74・放7・補227・中野街4の全部又は一部を除いた区域です。
2. 上記に因らない変則路線式指定について
- 中野4丁目6-7-11番の早稲田通り(補助74号)側及び早稲田通りとやき通り(区道22-60号)の交差点部分については、20mです。
  - 中野区新井南小3号線については、現道の道路境界から20mです。
3. 地区計画区域内の路線式指定について
- 平和の森公園周辺地区地区計画、南台一丁目地区防災街区整備地区計画、南台四丁目地区地区計画の地区計画道路の路線式指定は、地区計画道路幅員計画線から20mです。
4. 問合せ  
中野区都市基盤部都市計画課都市計画係  
03-3228-8981

## 東京都市計画防災街区整備事業の決定(中野区決定)

都市計画弥生町二丁目19番地区防災街区整備事業を次のように決定する。

種 類	防災街区整備事業			
名 称	弥生町二丁目19番地区防災街区整備事業			
面 積	約0.2 ha			
公共施設の配置 及び規模	種 別	名 称	規 模	備 考
	道 路	補助第63号線	別に都市計画に定めるとおり	拡幅
	公 園	弥生町二丁目公園	約390 m <sup>2</sup>	既設 公園の北側擁壁部分を改修する。
防災施設建築物の 整備に関する計画	構 造	高 さ	配 列	備 考
	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等による耐火建築物とする。	7 m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図3に示すそれぞれの境界から計画図3に示すそれぞれの数値以上の距離を確保しなければならない。ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない（西側隣地境界からの壁面の位置の制限は下記2を除く）。 1 歩行者の安全を確保する為に必要なスロープ、階段、手すり、上屋及び庇の部分並びに附属する門や塀 2 駐車場の用に供する車路出入口、駐輪場、給排気施設の部分	西側隣地境界からの壁面の位置の制限をうける敷地部分において、補助第63号線から弥生町二丁目公園に通じ抜けできる避難上有効となる歩行者動線を設ける。
備 考	特定防災街区整備地区内			

「位置、施行区域、公共施設の配置及び防災施設建築物の整備に関する計画の配列は計画図表示のとおり」

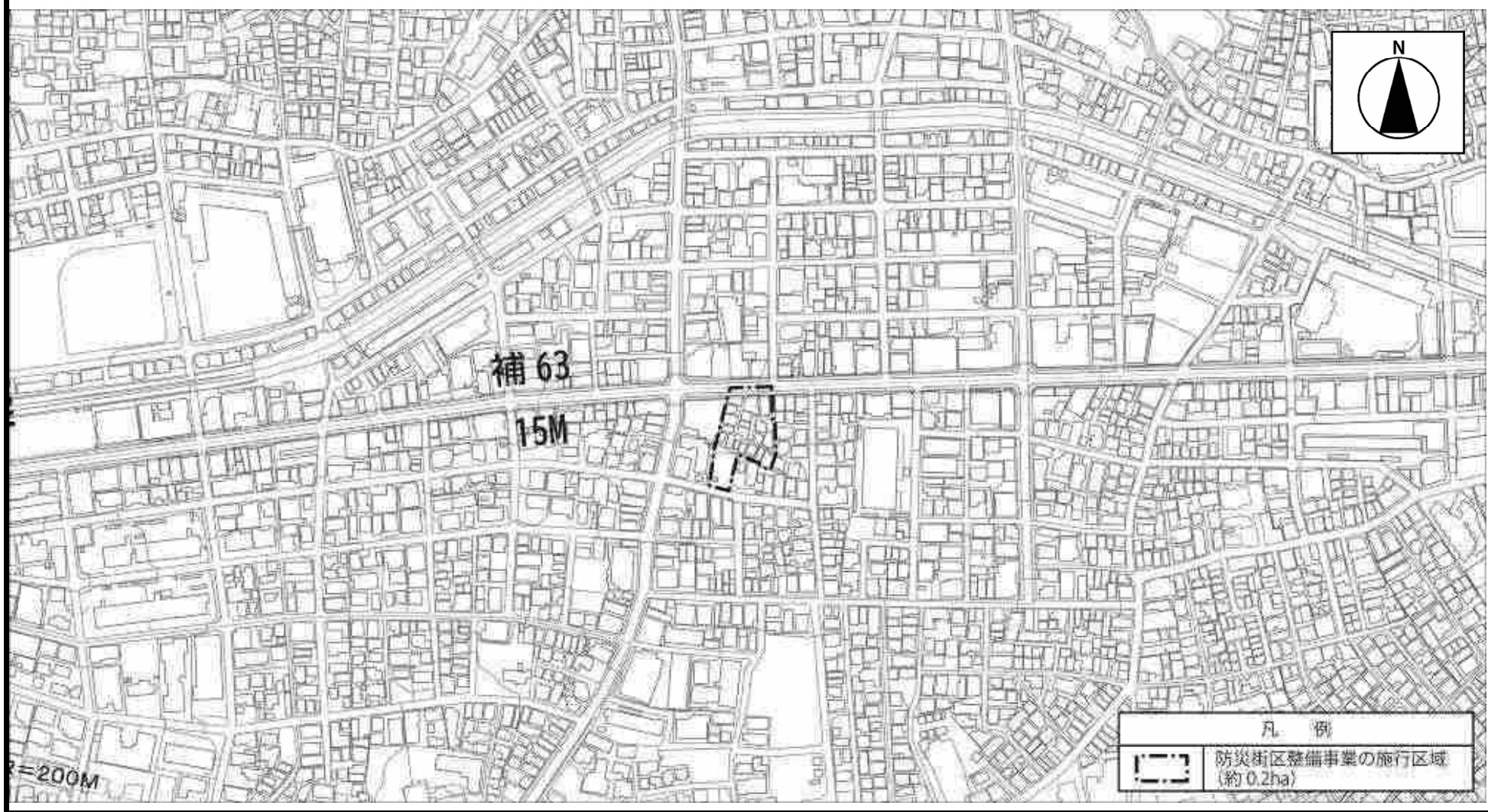
理 由 : 特定防災機能の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。

東京都市計画防災街区整備事業  
弥生町二丁目 19 番地区防災街区整備事業

位置図

〔中野区決定〕

縮尺 四十分の一



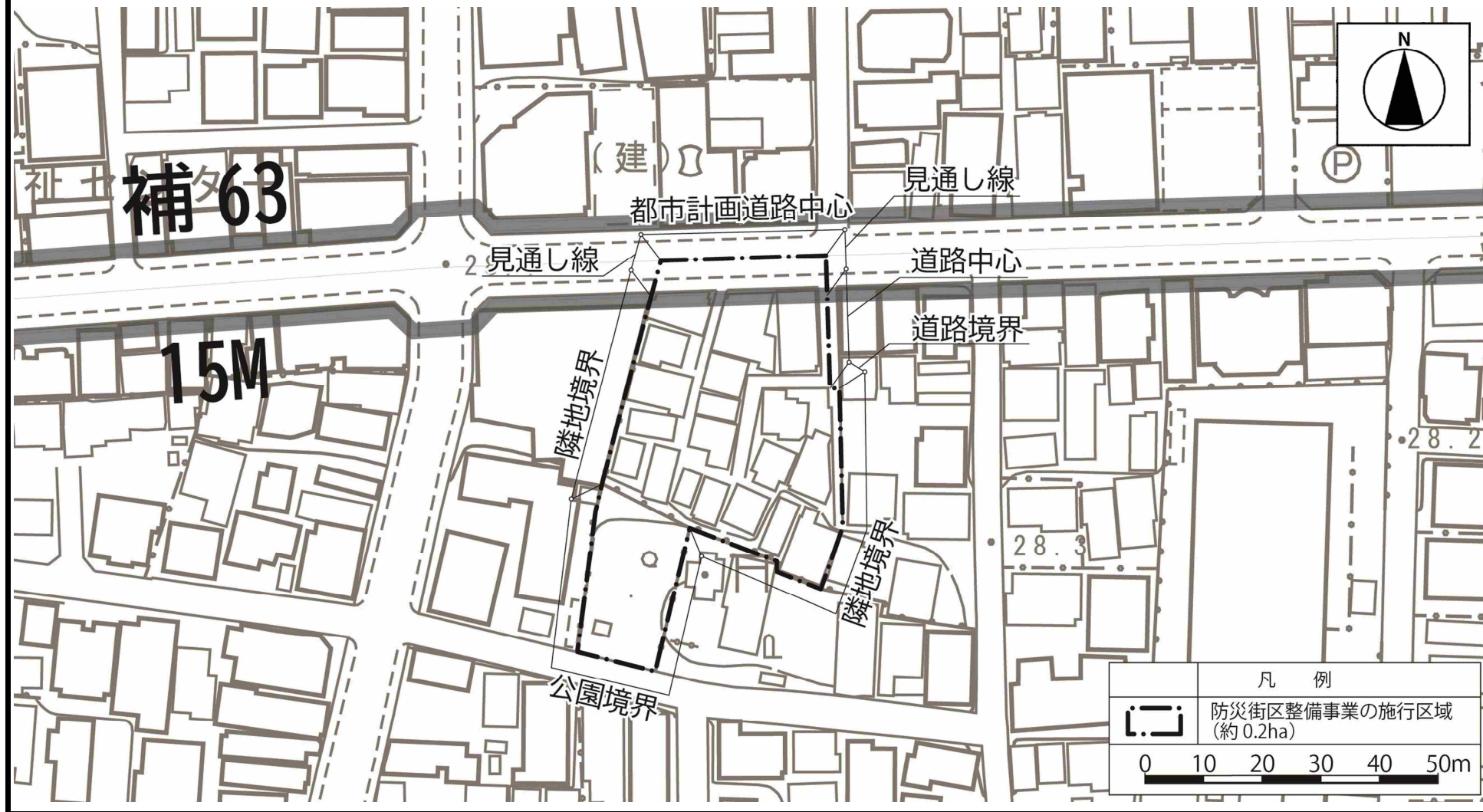
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)MMT 利許第04-114号、令和4年8月3日  
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図(道路網図)を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)4都市基街都第182号、令和4年8月30日

東京都市計画防災街区整備事業  
弥生町二丁目19番地区防災街区整備事業

計画図1 施行区域図

〔中野区決定〕

縮尺 千分の一



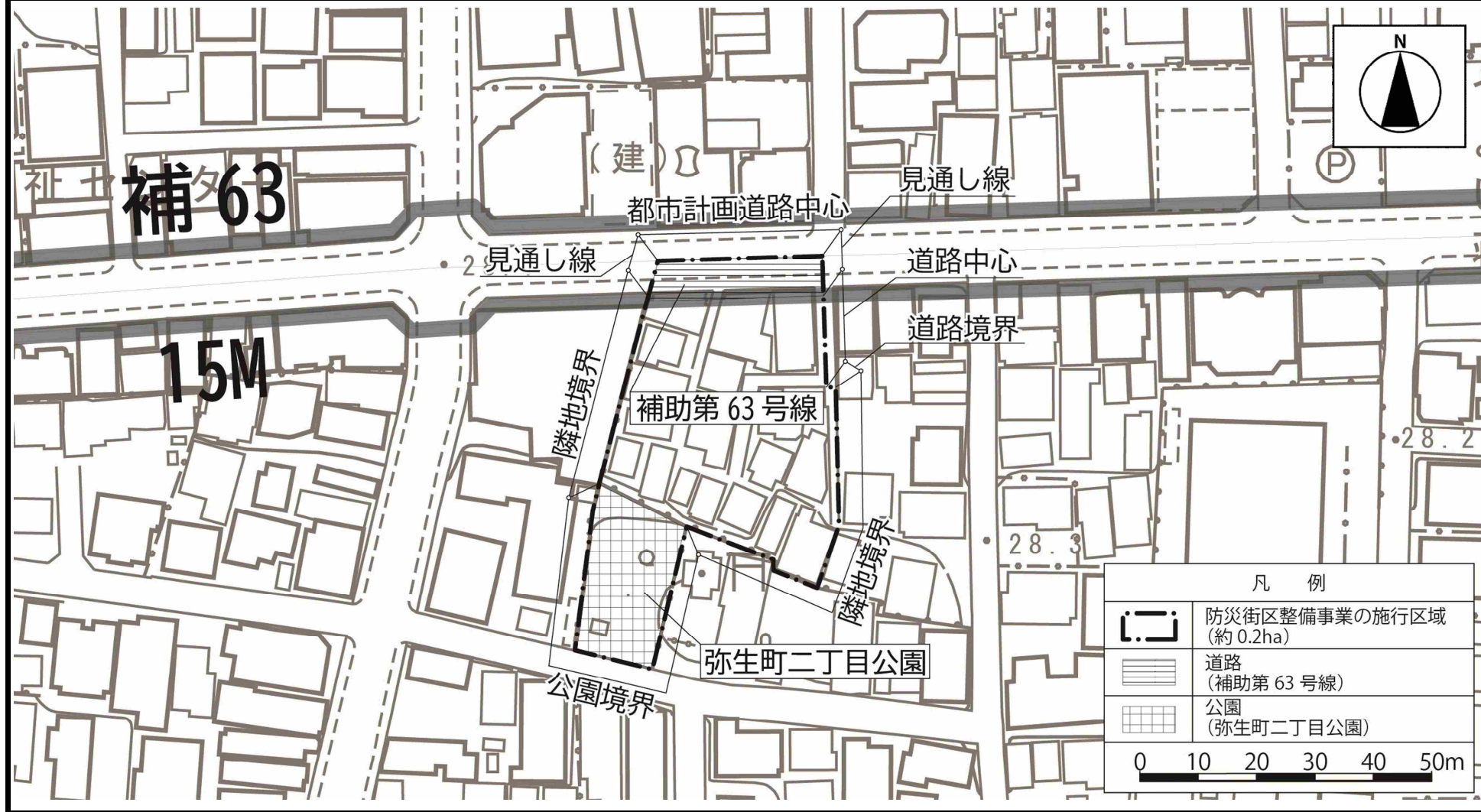
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)MMT 利許第04-114号、令和4年8月3日

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図(道路網図)を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)4都市基街都第182号、令和4年8月30日

東京都市計画防災街区整備事業  
 弥生町二丁目 19 番地区防災街区整備事業

計画図 2 公共施設配置図 [中野区決定]

縮尺 千分の一



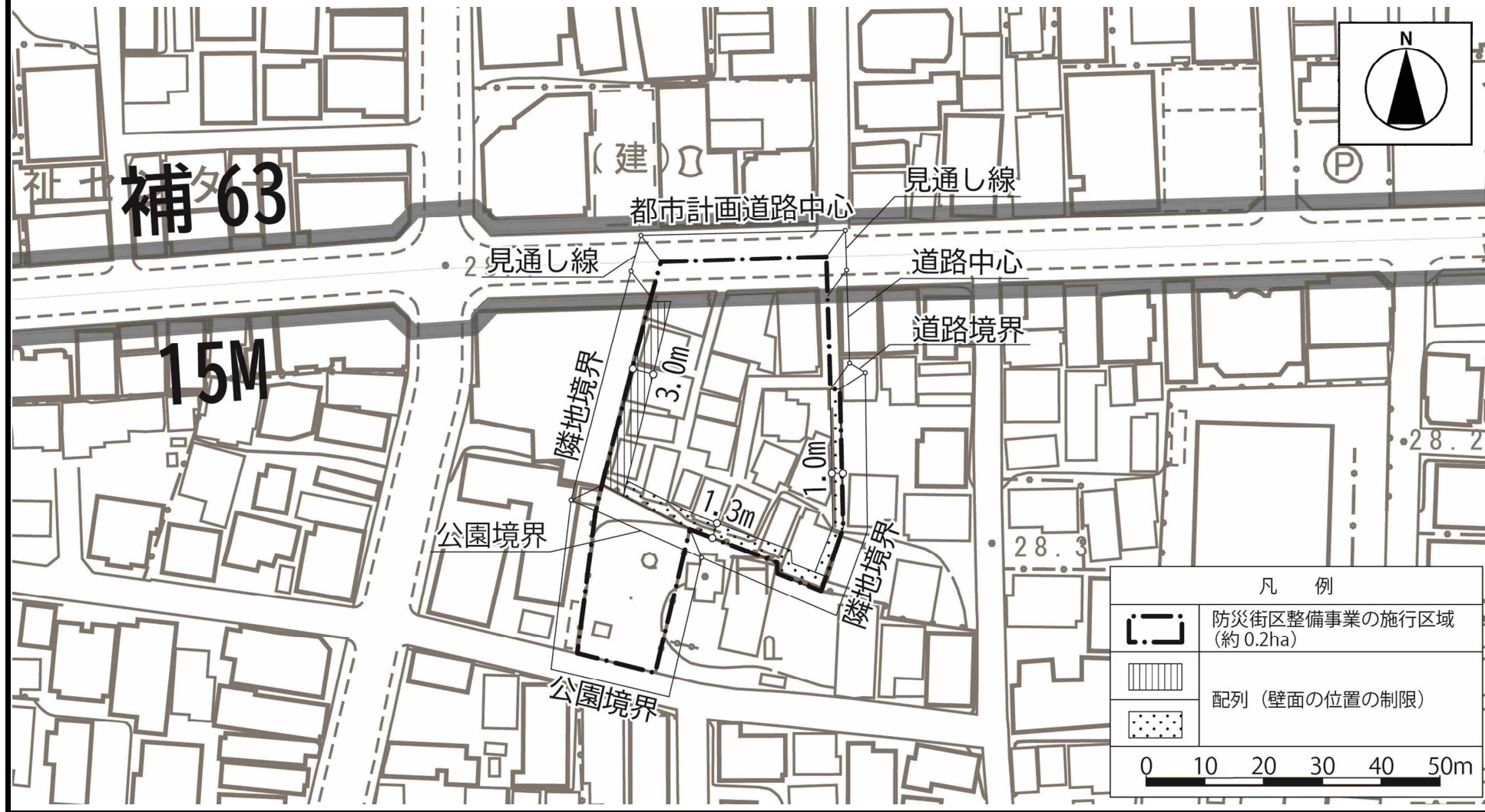
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)MMT 利許第04-114号、令和4年8月3日

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図(道路網図)を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)4都市基街都第182号、令和4年8月30日

東京都市計画防災街区整備事業  
 弥生町二丁目 19 番地区防災街区整備事業

計画図 3 配列 [中野区決定]

縮尺 千分の一



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)MMT 利許第04-114号、令和4年8月3日

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の1地形図(道路網図)を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)4都市基街都第182号、令和4年8月30日